

香川県立小豆島中央高等学校生徒寮 寮則

(目的)

第1条 香川県立小豆島中央高等学校は、遠距離通学を要する生徒等に本校の敷地内における共同生活の場を提供することにより、その通学に係る負担を軽減し、もってこれらの生徒が充実した高校生活を送ることができるようにすることを目的として生徒寮を設置する。

(名称)

第2条 生徒寮の名称は、香川県立小豆島中央高等学校生徒寮とする。

(定員)

第3条 生徒寮の定員は、男子24名、女子12名（1学年12名程度）とする。

(開寮期間)

第4条 寮の開寮期間は、毎年12月29日から翌1月3日までの期間を除く全期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、校長は、寮を閉鎖することができる。

- (1) 帰省等により全ての寮生が外出している場合
- (2) 災害等により寮の施設が使用できなくなった場合
- (3) 寮において感染症がまん延した場合又はそのおそれがある場合
- (4) その他寮の閉鎖が適当と認められる場合

(入寮)

第5条 本校の生徒は、校長の許可を得て、寮に入寮することができる。

2 前項の許可を受けようとする生徒は、入寮許可願（第1号様式）、協力者の記名がなされた入寮誓約書（第2号様式）その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 校長は、第3条に定める定員を超えて入寮希望者がいる場合は、別に定める入寮生選抜基準に基づき入寮を許可する生徒を選抜するものとする。

4 校長は、第3条に定める定員を超えて入寮希望者がいる場合、入寮を許可する生徒の選抜を毎年実施するものとする。

(寮生心得の遵守義務等)

第6条 寮生は、別に定める寮生心得を遵守し、寮での生活が快適で、かつ、充実したものとなるよう互いに協力しなければならない。

(寮費)

第7条 寮生は、別に定めるところにより、寮費を納入しなければならない。

2 寮費は光水熱費及び食費の合計額とし、その額は別に定める。

3 寮費の納入は口座振替を原則とし、毎月定額を徴収する。ただし、年度末において精算し、返金または追加徴収をすることがある。

(欠食時の扱い)

第8条 寮生は、別に定める「寮生食事表」により、週間の食事の要不要をあらかじめ届け出なければならない。

2 第1項に反して、事前の届出なく食事をとらなかった場合、食事料は返金しない。ただし、忌引き、感染症罹患等本人の責によらない欠食についてはその限りでない。

(退寮)

第9条 寮生は、本人又はその保護者の希望により退寮しようとするときは、退寮しようとする日の前日までに退寮届（第3号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、寮生が次の各号のいずれかに該当したときは、当該寮生を退寮させることができる。

- (1) 寮費を滞納したとき。
- (2) 飲酒、喫煙その他寮の風紀及び秩序を著しく害する行為を行ったとき。
- (3) 第6条に規定する寮生心得に違反する行為を繰り返す等、寮における共同生活が困難と認められるとき。

(補則)

第10条 この寮則に定めるもののほか、寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この寮則は、平成29年4月1日から施行する。

この寮則は、令和4年4月1日から施行する。

この寮則は、令和6年1月9日から施行する。